

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第20号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成 6 年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 2（第16条関係）			別表第 2（第16条関係）		
1 附属設備及び器具の使用料			1 附属設備及び器具の使用料		
区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
拡声装置（マイクロホン 2 本を含む。）	1 式につき 1 回	<u>6,990円</u>	拡声装置（マイクロホン 2 本を含む。）	1 式につき 1 回	<u>6,390円</u>
マイクロホン	1 本につき 1 回	<u>680円</u>	マイクロホン	1 本につき 1 回	<u>630円</u>
ワイヤレスマイクロホン	1 本につき 1 回	<u>680円</u>	ワイヤレスマイクロホン	1 本につき 1 回	<u>630円</u>
ビデオディスクプレーヤー	1 式につき 1 回	<u>1,390円</u>	ビデオディスクプレーヤー	1 式につき 1 回	<u>1,270円</u>
ビデオプロジェクター	1 台につき 1 回	<u>4,180円</u>	ビデオプロジェクター	1 台につき 1 回	<u>3,820円</u>
マルチスキャンプロジェクター	1 台につき 1 回	<u>2,270円</u>	マルチスキャンプロジェクター	1 台につき 1 回	<u>2,080円</u>
2 冷暖房使用料			2 冷暖房使用料		
区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
視聴覚ホール	1 時間当たり	<u>1,930円</u>	視聴覚ホール	1 時間当たり	<u>1,770円</u>

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。